

平成17年度

新連携対策補助金

(事業化・市場化支援事業、連携体構築支援事業)

【公募要領】

受付期間

第1期

平成17年7月1日(金)～平成17年7月29日(金)(17:00締切)

第2期

平成17年9月1日(木)～平成17年9月30日(金)(17:00締切)

事前相談等は、各経済産業局にて上記期間前であっても随時受け付けます。

受付時間は、各局に確認してください。

郵送の場合は、受付最終日の17:00までに必着のこと。

受付先及び問い合わせ先 各経済産業局等

詳細は、P.15を参照してください。

平成17年6月

中小企業庁

〔 目 次 〕

新連携対策補助金について.....	1
1 . 制度の目的.....	1
2 . 補助対象者.....	1
3 . 補助対象事業.....	3
4 . 補助対象経費.....	5
5 . 補助率等.....	10
6 . 申請手続き等の概要.....	11
7 . 補助事業期間.....	13
8 . 補助事業者の義務.....	13
9 . 財産の帰属等.....	14
10 . その他.....	14
受付先及び問い合わせ先.....	15
計画書の様式.....	16
記入要領.....	25

新連携対策補助金について

1. 制度の目的

本制度は、その行う事業の分野を異にする2以上の中小企業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に組み合わせて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う事業、及び、同事業を行う連携体を構築するための事業に要する経費（生産を行うための直接的な経費等、営利活動に繋がる経費は除きます。）の一部を補助することにより、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

2. 補助対象者

(1) 事業化・市場化支援事業

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第11条に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた代表者になります。

(2) 連携体構築支援事業

中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者で、連携体を構築する上で中心となる者（以下「代表者」という。）になります。同法第2条第1項に規定する中小企業者とは、以下の者をいいます。

下表に示す資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準に該当する者

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 資本金の額又は出資の総額	従業員基準 常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

（注）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

下表に示す組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2 / 3以上が に示す基準に該当する中小企業者であること

(注1) 企業組合、協業組合も中小企業者として補助対象者となります。

(注2) 社団法人は、中小企業者には該当しませんが、民法第34条の規定により設立された社団法人のうち、その直接又は間接の構成員の2 / 3以上が中小企業者であるものについては、補助対象者となります。

ただし両事業とも、以下のいずれかに該当する中小企業者は、補助対象者から除きます。

発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(注)が所有している中小企業者。

発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。

大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

(注) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。

ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

()【連携体の形式要件】

- ・ 中小企業者が中心となり行う協力関係であり、自己の優れた経営資源を持ち寄る中小企業者が2以上入り、かつ事業に参加する営利企業のうち、企業数又は事業費等で勘案した実質的な事業に対する貢献度合いで中小企業の占める割合が半数を超えること。
- ・ 中小企業者、個人、大学、研究機関、NPO、組合、任意グループ、大企業等のうち、必要な者で構成されていること。
- ・ 特定の者だけが有益にならないこと。
- ・ 大企業との連携に当たっては、主に中小企業者に有益となるような連携であること。(大企業には大企業の子会社も含むものとする。)
- ・ 大企業とその子会社(グループ企業も含む)による連携は除く。

3. 補助対象事業

(1) 事業化・市場化支援事業

事業化・市場化

中小企業新事業活動促進法第11条に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた代表者が、当該計画に従って行う事業が補助対象になります。

技術開発を伴う事業化・市場化

中小企業新事業活動促進法第11条に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた代表者が、当該計画に従って行う技術開発を伴う事業（試作・実験費を申請する事業）が補助対象になります。

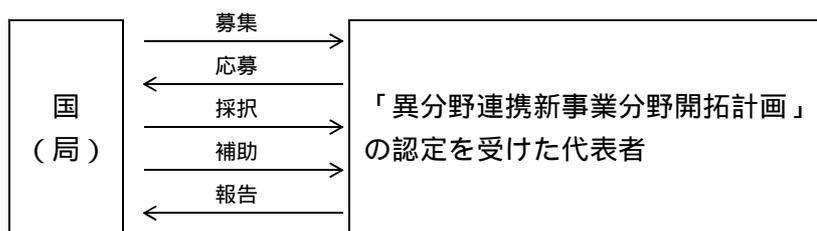
代表者が行う事業に限らず、他の連携参加者（大企業は除く）が行う事業についても代表者が行う事業として、補助対象とすることができます。ただし、補助金の交付を受ける者は代表者であるため、代表者が支出する経費についてのみとなります。

例) 連携参加者Bが補助事業に係る機械装置等を購入する場合、本来代表者であるAが購入のための契約、支払を行い、連携参加者Bに貸与することが望ましいですが、やむを得ずBが契約、支払いを行っても構いません。ただし、このような場合には、購入した証拠書類（見積書、合い見積もり書、請求書、納品書等）を添付し代表者Aに対し立替払い請求を行ってください。この立替払い請求をもって代表者Aが支出する経費について補助対象とすることができます。ただし、物品管理は代表者Aが行い、Aの固定資産台帳に記載が必要です。

[事業内容]

- ア．新商品、新役務の研究・開発に係る試作品の製造・新システムの検討等
- イ．市場調査、販路開拓
- ウ．連携体の強化（情報システム化、新たな規約等の作成）

[事業のスキーム]



(事業化に向けての事業の実施)

(2) 連携体構築支援事業

事業分野を異にする、専門知識や高度な技術を有している2以上の中小企業者が、具体的な事業化を図るために自己の優れた経営資源を持ち寄り、連携体を構築する事業が支援対象になります。連携参加者には、中小企業者のほか、個人、研究機関、NPO、組合、大企業者等との連携が可能です。

連携事業に参画する者が一体的に活動するため、連携内でリーダーシップを発揮し、事業連携の中心となる中小企業者（代表者）が存在し、かつ、事業に参加する営利企業のうち、企業数又は事業費等で勘案した実質的な事業に対する貢献度合いで中小企業者の占め

る割合が半数を超えるものを補助対象とします。

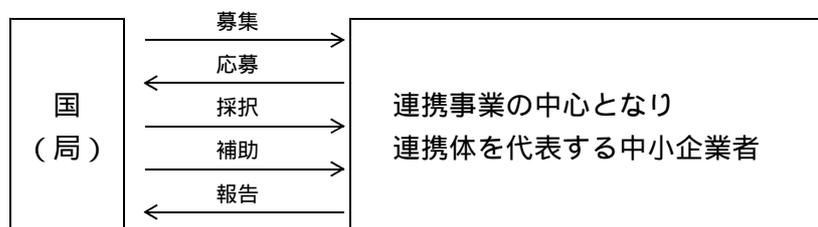
代表者が行う事業に限らず、他の連携参加者（大企業は除く）が行う事業についても補助対象とすることができます。ただし、補助金の交付を受ける者は代表者であるため、代表者が支出する経費についてのみとなります。

例）連携体構築のための会議を行う場合、会議出席のための連携体参加者Bの旅費（交通費）について、代表者Aが旅費規程及び旅費管理簿等により旅費管理を行い支出する場合に、補助対象とすることができます。

[事業内容]

- ア．連携予備企業の開拓
- イ．連携体の構築（情報システム化、規約等の作成）

[事業のスキーム]



（連携体構築に向けての事業の実施）

4 . 補助対象経費

補助事業を行うに当たり特別会計等の区分経理を行ってください。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

(1) 事業化・市場化支援事業

1) 謝金

専門家謝金

専門的知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費

(注) 連携体参加者は専門家として支出の対象にすることはできません。

2) 旅費

専門家旅費

会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として依頼した専門家に支払われる経費

職員旅費

会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として代表者及び連携参加者に支払われる経費

3) 事業費

会議費

会議を開催する場合の茶菓子代として支払われる経費 (食事代は不可とする。)

会場借料

会議を開催する場合の会場費として支払われる経費

通信運搬費

電話代、郵便代、運送代として支払われる経費

借損料

事務機器等のレンタル料、リース料として支払われる経費

消耗品費

ア . 消耗品費

消耗品の購入のために支払われる経費

イ . 印刷製本費

資料等の印刷費として支払われる経費

ウ . 資料購入費

図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費

(注) 「 資料購入費 」 は一冊当たりの限度額を、 1 0 万円とします。

マーケティング調査費

ア . マーケティング調査費

連携事業を市場化する上で必要なユーザーニーズ調査等を行うための調査費、データ等を購入する費用、調査員を雇う費用等として支払われる経費

イ . 宣伝費

販路拡大等に必要ポスター等の作成及び新聞広告、TV 放映、ラジオ等を活用する費用として支払われる経費

ウ．展示会等出展料

試作品等を展示会等に出展するために支払われる経費

(注) 展示会等出展のみに係る「保険料」も補助対象となります。

連携構築費

ア．連携に必要なシステム構築費

連携事業を行う上で必要な情報システム等を構築するためのソフトウェア開発委託費、ソフトウェア購入費として支払われる経費

イ．契約締結費

連携事業を行う上で必要な収益配分・秘密保持等の内容の契約書、連携体参加企業に共通な工程管理マニュアル等を作成するために支払われる経費

ウ．産業財産権等取得費

連携事業を行う上で必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等(以下「産業財産権等」という。)を取得するための経費

(注1) 産業財産権等の取得に要する経費のうち、以下の経費については補助対象とはなりません。

・日本の特許庁に納付される特許出願手数料、審査請求料及び特許料

・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費

(注2) 補助事業終了日までに特許出願手続を完了していることが公的機関の書類等で確認できない場合には、当該費用は補助対象とはなりません。

(注3) 弁理士の手続代行費用を補助対象とする場合には、補助事業期間中に契約が締結されていることが必要です。

(注4) 他の制度により特許権の取得について支援を受けている場合は、特許取得費の申請をすることはできません。

雑役務費

当該事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者(パート、アルバイト)の賃金、交通費として支払われる経費

委託費

ア．委託費

、イ．に該当しない経費で、当該事業遂行に必要な調査等を委託する際に支払われる経費(試作・実験に係る経費を除く。)

イ．コンサルタント費

連携事業の発展・向上のためにコンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費

4) 試作・実験費

試作・実験に係る経費

(注) 試作や実験を行う目的(補助事業の目的)と見なされない場合は補助対象とはなりません。

ア．機械装置等購入費

試作品の開発や実験等を行うために必要な機械装置等を購入するために支払われる経費

イ．原材料費

試作品の開発や実験等を行うために必要な材料を購入するために支払われる経費

ウ．備品費

試作品の開発や実験等を行うために必要な備品の購入のために支払われる経費

(注) 備品とは、耐久性のある物品で使用により直ちに消耗することなく、かつ、通常の状態においてその性質又は形状を失わず長期の使用に耐えうる物品をいいます。

エ．借損料

試作品の開発や実験等を行うために必要な機械装置、事務機器等のレンタル料、リース料として支払われる経費

オ．製造・改良・加工料

試作・実験等を行うために必要な設備の製造・改良・加工に必要な費用として支払われる経費

カ．試作費

試作品の開発・製造・改良・加工のために支払われる経費

キ．実験費

試作や研究開発等に必要な実験・分析を行うために支払われる経費

ク．設計費

試作品及び試作品を製造するための機械装置等を製造する上で必要な設計をする際に支払われる経費

ケ．委託費

上記オ・カ・キ・クに該当しない経費で、試作品の開発等を委託する際に支払われる経費

5) その他の経費

本経費は1)～4)以外で、所轄経済産業局長が特に必要と認める経費

(注) 原則、上記に掲げる経費が補助対象経費となります。

(2) 連携体構築支援事業

1) 謝金

委員謝金

連携体を構築する際に、代表者が連携体構築委員として委嘱し、委員会等の会議に出席した場合に謝礼として支払われる経費

(注) 連携体参加者は連携体構築委員として支出の対象にすることはできません。

専門家謝金

専門的知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費

(注) 連携体参加者は専門家として支出の対象にすることはできません。

2) 旅費

委員旅費

委員会の出席又は情報収集等を行うための旅費として、委嘱した委員に支払われる経費

専門家旅費

会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払われる経費

職員旅費

会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として、代表者及び連携参加者に支払われる経費

3) 事業費

会議費

会議を開催する場合の茶菓子代として支払われる経費（食事代は不可とする。）

会場借料

会議を開催する場合の会場費として支払われる経費

通信運搬費

電話代、郵便代、運送代として支払われる経費

消耗品費

ア．消耗品費

消耗品の購入のために支払われる経費

イ．印刷製本費

資料等の印刷費として支払われる経費

ウ．資料購入費

図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費

（注）「資料購入費」は一冊当たりの限度額を、10万円とします。

広報費

連携体を構築するに当たり連携者の募集、及び連携事業のPRのために行うポスター等の作成及び新聞広告、TV放映、ラジオ等を活用する費用として支払われる経費

コンサルタント費

連携体を構築するに当たり連携事業の方向性等の内容に係るコンサルタント会社等を使用する費用として支払われる経費

マーケティング調査費

連携事業を市場化する上で必要なユーザーニーズ調査等を行うための調査費、データ等を購入する費用、調査員を雇う費用等として支払われる経費

連携構築費

ア．連携に必要なシステム構築費

連携体を構築する上で必要な情報システム等を構築するためのソフトウェア開発委託費、ソフトウェア購入費として支払われる経費

イ．契約締結費

連携事業を行う上で必要な連携体の企業間の役割分担や収益の配分などを定める規約を作成するために支払われる経費

雑役務費

当該事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費

4) その他の経費

本経費は1)～3)以外で、所轄経済産業局長が特に必要と認める経費

（注）原則、上記に掲げる経費が補助対象経費となります。

補 助 対 象 経 費 一 覧 表

事業区分	補 助 対 象 経 費	
	経費区分	内 容
事業化・市場化支援事業	謝 金	専門家謝金
	旅 費	専門家旅費、職員旅費
	事業費	会議費、会場借料、通信運搬費、借損料、消耗品費（印刷製本費、資料購入費を含む）、マーケティング調査費（宣伝費、展示会等出展料を含む）、連携構築費（連携に必要なシステム構築費、契約締結費、産業財産権等取得費）、雑役務費、委託費（コンサルタント費を含む、試作・実験に係る経費を除く）
	試作・実験費（注）	試作・実験に係る経費（機械装置等購入費、原材料費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、試作費、実験費、設計費、委託費）
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、所轄経済産業局長が特に必要と認める経費
連携体構築支援事業	謝 金	委員謝金、専門家謝金
	旅 費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費
	事業費	会議費、会場借料、通信運搬費、消耗品費（印刷製本費、資料購入費を含む）、広報費、コンサルタント費、マーケティング調査費、連携構築費（連携に必要なシステム構築費、契約締結費）、雑役務費
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、所轄経済産業局長が特に必要と認める経費

（注）事業化・市場化支援事業のうち技術開発を伴う事業化・市場化についてのみ、「試作・実験費」を申請することができます。

5. 補助率等

補助率は、補助対象経費の3分の2以内です。

補助限度額は、下記のとおりとします。(ただし、下限は100万円)

(1) 事業化・市場化支援事業

事業化・市場化(試作・実験費を申請しない場合)の補助限度額は、認定計画1件あたり2,500万円です。

技術開発を伴う事業化・市場化(試作・実験費を申請する場合)の補助限度額は、認定計画1件あたり3,000万円です。この場合、補助金申請額が3,000万円以内であれば、試作・実験費が500万円を超えても構いません。

事業化・市場化支援事業は中小企業新事業活動促進法に基づく認定計画書にある資金計画に従って、複数年度に渡り補助金の交付が受けられます。ただし、年度ごとに申請を行い、審査を受ける必要があります。また、認定計画1件あたり3,000万円が上限となります。

例) 認定計画1年目: 1,500万円(交付額)

認定計画2年目: 900万円(交付額)

認定計画3年目: 600万円

1、2年目で2,400万円の補助金交付を受けているため、3年目は600万円までの申請となります。

(2) 連携体構築支援事業

連携体構築支援事業の補助限度額は、一件あたり330万円です。

6. 申請手続き等の概要

(1) 申請受付先及び問い合わせ先

代表者の主たる事業所の所在地を所轄する各経済産業局(P. 15 参照)

(2) 受付期間

第1期

平成17年7月1日(金)～平成17年7月29日(金)(17:00締切)

第2期

平成17年9月1日(木)～平成17年9月30日(金)(17:00締切)

(注) 郵送の場合は、受付最終日の17:00までに必着するよう提出してください。

(3) 提出書類

表1: 提出書類(P. 12 参照)のほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。なお、提出書類等の返却は致しません。郵送での提出の場合は、封筒に赤字で「新連携対策補助金申請書在中」と記入してください(申請書送付先は P. 15 参照)。

(4) 評価

提出書類等について外部委員を含む評価委員会で評価を行いますので、表2: 評価内容(P. 12 参照)を参考にして提出書類を作成してください。

(5) 通知

評価結果(採択又は不採択)について、後日、各経済産業局から申請者あて通知します。その結果、採択となった方は、補助金の交付に係る必要な手続きを行っていただきます。

(6) 公表

原則として、採択となった場合には、代表者名、連携参加者名、事業テーマ、住所、業種を公表します。

(7) その他

- ・ 同一企業が類似内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業と併願している場合等には、採択時に調整する可能性があります。
- ・ 採択された場合であっても、予算の都合により補助金額が減額される場合があります。

表 1 : 提出書類

提出書類	備考
<p>1 . 事業化・市場化支援事業 補助事業計画書 (別紙 1 - 1)(P. 17) * 試作・実験費を申請する場合は、試作品の仕様書及び図面(三面図、見取図)は内容等がわかる程度に簡略化し、用紙サイズがA4を超える場合にはできるだけA4に縮小したものを添付してください。 経費明細表 (別紙 2)(P. 20) 株主等一覧表 (別紙 3)(P. 22) 経営状況表 (別紙 4)(P. 23) 過去2年間の貸借対照表、損益計算書 * ~ については、連携参加者のうち全中小企業者分を添付してください。 産業財産権等取得計画書 (別紙 5)(P. 24) * 産業財産権等取得費を申請する場合は添付してください。 異分野連携新事業分野開拓計画に係る認定書(写し) 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット * 事業活動の確認のため、必要に応じて法人登記簿謄本等の提出を求める場合があります。</p> <p>2 . 連携体構築支援事業 補助事業計画書 (別紙 1 - 2)(P. 18) 経費明細表 (別紙 2)(P. 20) 株主等一覧表 (別紙 3)(P. 22) * については、連携参加者のうち全中小企業者分を添付してください。 経営状況表 (別紙 4)(P. 23) 過去2年間の貸借対照表、損益計算書 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット * 事業活動の確認のため、必要に応じて法人登記簿謄本等の提出を求める場合があります。</p>	<p>【提出部数】 正 1部 写し 2部 合計 3部</p> <p>【注意事項】 P. 25 ~ の記入要領を参考に記入してください。 添付資料は必要なものに限りください。 貸借対照表等の財務諸表作成が困難な場合は、事前に相談してください。 用紙サイズは原則としてA4で統一し、左側に縦2穴で穴を開け、左上1箇所クリップ止め(ホッチキス止め不可)してください。</p>

表 2 : 評価内容

評価内容
<p>1 . 事業化・市場化支援事業 事業内容は認定計画の内容と整合しているかどうか。 事業実施のための体制を有しているか。 事業内容は認定計画を実施するにおいて妥当かどうか。 成果の事業化が見込まれるか。</p> <p>2 . 連携体構築支援事業 事業実施のための体制を有しているか。 事業内容は連携体構築を実施するにおいて妥当かどうか。 成果の事業性が見込まれるか。</p>

7. 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から平成18年3月31日までとなります。交付決定日以前に行った事業については、補助対象となりません。

8. 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

補助事業の交付年度中の遂行状況について、経済産業局長が状況の報告を求めたときは、速やかに報告しなければなりません。

補助事業を完了したとき又は中止並びに廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は会計年度終了後10日以内のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。

補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権及び意匠権等の産業財産権（工業所有権）等の出願又は取得を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に行った場合及び補助事業において産業財産権等の取得に係る補助金交付を受けた場合には、補助事業年度の終了後5年間の当該産業財産権等の取得等状況について、当該年度を含む毎年度終了後30日以内に産業財産権等報告書を提出しなければなりません。

交付年度終了後の5年間、各年における補助事業成果の事業化状況を報告するとともに補助事業に関係する調査に協力をしなければなりません。（事業化状況の報告については、事業化・市場化支援事業のうち技術開発を伴う事業に限ります。）

事業化状況の報告により補助事業の成果の事業化又は産業財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を国に納付（納付額は補助金額のうち試作・実験費の額が限度です。）しなければなりません。

補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。（他の用途への使用はできません。）

経済産業大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分等する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。（補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用の場合は、財産処分の承認を要します。）

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付（納付額は補助金額が限度です。）しなければなりません。

交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（注）を減額して申請しなければなりません。

ただし、申請時において、当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請してください。

なお、消費税仕入控除税額が確定した場合には、各経済産業局長に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

（注）仕入控除税額とは：

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税相当額については、原則

として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。この消費税相当額を「仕入控除税額」といいます。

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

9．財産の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

10．その他

補助金の支払いについては、通常は翌年度4月10日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。特に必要と認められる場合、年度の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払いが済んでいることを確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われる（概算払い）場合もあります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

補助事業の進捗状況確認のため、各経済産業局が実地検査に入ることがあります。

原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。

補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

受付先及び問い合わせ先

名称及び担当課（ 管轄都道府県 ）	所在地	電話
北海道経済産業局 産業部中小企業課 北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1	011-709-1783
東北経済産業局 産業部中小企業課 新連携支援室 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	022-262-1244
関東経済産業局 地域経済部新規事業課 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 長野県、山梨県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0394
中部経済産業局 産業部中小企業課 愛知県、岐阜県、三重県、富山県、 石川県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748
近畿経済産業局 産業部中小企業課 新連携振興室 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6054
中国経済産業局 産業部中小企業課 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5661
四国経済産業局 産業部中小企業課 徳島県、香川県、愛媛県、高知県	〒760-8512 香川県高松市番町1-10-6	087-834-7621
九州経済産業局 産業部中小企業課 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5451
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課 沖縄県	〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7	098-862-1452

計画書の様式

平成 年 月 日

経済産業局長 殿

住 所（郵便番号、本社所在地）
氏 名（名称及び代表者の氏名）印

平成 年度新連携対策補助金（事業化・市場化支援事業、連携体構築支援事業）計画書

新連携対策補助金（事業化・市場化支援事業、連携体構築支援事業）の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

- 1．事業計画書（別紙1のとおり）
- 2．経費明細表（別紙2のとおり）
- 3．株主一覧表（別紙3のとおり）
- 4．経営状況表（別紙4のとおり）
- 5．過去2年間の貸借対照表、損益計算書
- 6．産業財産権等取得計画書（別紙5のとおり）
- 7．異分野連携新事業分野開拓計画に係る認定書（写し）
- 8．会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット

補 助 事 業 計 画 書
(事業区分：事業化・市場化支援事業)

1. 代表者の概要			
名 称： 代表者名及び役職名： 住 所： 電話番号： FAX 番号： メールアドレス： 連絡者名及び役職名：			
資本金 出資金		従 業 員	人
	千円		
業 種 (形態)		設立年月日	年 月 日
直近 3 年間分の財務データ (売上高、経常利益、純資産)			
	売上高 (千円)	経常利益 (千円)	純資産 (千円)
年度			
年度			
年度			
2. 補助金の交付を受けた実績 (過去 5 年間の実績を記入)			
3. 実施テーマ			
4. 具体的事業内容 (異分野連携新事業分野開拓計画のうち、事業化・市場化支援事業として行う具体的事業内容を記載)			
5. 事業の必要性 (異分野連携新事業分野開拓計画を実施するにおいて、当該補助金の必要性を記載)			
6. 当該年度事業実施スケジュール (実施内容及び実施時期を記載)			

補 助 事 業 計 画 書
 (事業区分：連携体構築支援事業)

1 . 代表者の概要			
名 称： 代表者名及び役職名： 住 所： 電話番号： FAX 番号： メールアドレス： 連絡者名及び役職名：			
資本金 出資金		従 業 員	人
	千円		
業 種 (形態)		設立年月日	年 月 日
直近 3 年間分の財務データ (売上高、経常利益、純資産)			
	売上高 (千円)	経常利益 (千円)	純資産 (千円)
年度			
年度			
年度			
2 . 補助金の交付を受けた実績 (過去 5 年間の実績を記入)			
3 . 実施テーマ			
4 . 新連携事業の概要 新事業活動の内容 市場ニーズ 市場規模 競合する事業者、事業分野等との比較・相違点 需要の開拓の規模			

5 . 連携参加者

中小企業者	
	名称、 住所、 代表者名 資本金、 従業員数、 業種、 持ちよる 能力・技術等、 連携体での役割
1	
2	
3	
4	
5	

大企業者・協力者	
	名称、 住所、 代表者名 資本金、 従業員数、 業種、 持ちよる 能力・技術等、 連携体での役割
1	
2	
3	

(注) 大企業者とは、本事業を共同で行う中小企業者以外の事業者。
 協力者とは、本事業の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、
 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第2条第
 2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)及びその他の者。

6 . 連携体の事業計画等
 事業期間内における目標
 具体的取組
 連携により向上する又は補完する機能・能力・効果

7 . 当該年度事業実施スケジュール(実施内容及び実施時期を記載)

8 . 連携体構築に向けた取り組み方(連携体の生いたち、成立までの経緯等)

経 費 明 細 表

経費配分内訳

(単 位 : 円)

事業区分	経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額	積算基礎
合	計				

- (注1)「事業区分」とは、事業化・市場化支援事業、又は連携体構築支援事業をいいます。
- (注2)「経費区分」とは、謝金、旅費、事業費、試作・実験費、その他の経費をいいます。
- (注3)「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するに必要な経費をいいます。
- (注4)「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで、補助対象となる経費をいいます。
- (注5)「補助金交付申請額」とは、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額になります。
- (注6)積算基礎は、必要に応じて内容がわかる書面を添付するなど詳細に記入してください。

資金調達内訳

区 分	補助事業に要する経費 (円)	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計 額		

補助金相当額の手当方法

区 分	補助金相当額 (円)	資金の調達先
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計 額		

(注) 補助金の支払いは、原則として補助事業終了後の精算払いとなりますので、補助事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります。

補助事業の経理担当者の役職名・氏名

株 主 等 一 覧 表
(平成 年 月 日現在)

会社名 _____

(株 主 等)

株 主 名 出 資 者 名	住 所	持株数 出資価額	比 率	備 考

(注1) 株主、出資者が法人の場合は、備考欄にその法人の資本金(千円)及び従業員数を記入してください。

(注2) 比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。

(役 員)

役 職 名	氏 名	住 所	備 考

(注) 他社の役員又は職員を兼務している場合は、備考欄にその会社名、資本金(千円)、従業員数及びその会社での役職名を記入してください。

経 営 状 況 表

会社名 _____

(単位：千円)

項目	期別	第 期	第 期
		年 月 日から	年 月 日から
		年 月 日	年 月 日
売 上 高 A			
経 常 利 益 B			
総 資 本 C			
自 己 資 本 D			
流 動 資 産 E			
流 動 負 債 F			
総資本経常利益率 $\frac{B \times 100}{C}$			
売上高経常利益率 $\frac{B \times 100}{A}$			
自己資本比率 $\frac{D \times 100}{C}$			
流動比率 $\frac{E \times 100}{F}$			

(注1) 本資料は、過去2期又は3期(決算期間が1年であるときは2期、半年であるときは3期とします。)の財務諸表により作成してください。

(注2) 金額は、百円の位を四捨五入して千円単位で記入してください。率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。

(注3) 貸借対照表、損益計算書を添付してください。

(注4) 現在事業を営んでいない、設立間もない等の理由により上記の貸借対照表等財務諸表作成が困難な場合は、事前に各経済産業局に相談してください。

産業財産権等取得計画書

取得予定財産 の題名			
取得に関する責任者の 団体名・役職名及び氏名 (弁理士の場合は登録番号 及び氏名)			
取得に要する経費の 総額・支払方法及び期日	総額		円
	年	月	日
取得に要する経費のうち 補助対象として希望する金額	総額		円
取得予定財産の概要			
取得予定財産と補助事業との 密接な関連性に関する説明			
出願(取得)済みの場合は 登録番号及び出願(取得)日	登録番号		
	出願(取得)日	年	月 日

「産業財産権等取得計画書」に係る証明	
<p>私は、_____が取得を計画している上記の取得予定財産について、下記の条件を満たすものであることを証明します。</p>	
記	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業期間内に確実に出願手続きが完了するものであること。 ・ 取得予定財産と補助事業が密接な関連性を有していること。 	
平成	年 月 日
殿	印
弁理士	氏 名
	登録番号
	住 所
	電話番号

記入要領

平成 年 月 日
提出する年月日を記入します。

経済産業局長 殿
(沖縄県の場合は、「内閣府沖縄総合事務局長殿」)
補助事業の主たる実施地を所轄する経済産業局等の名称を記入します。

住 所 〒100-8133
東京都千代田区 1-3-3
氏 名 株式会社
代表取締役 代表者印
個人事業主の場合、名称は「個人事業主」と記入します。

平成 年度新連携対策補助金(事業化・市場化支援事業、連携体構築支援事業)計画書

新連携対策補助金(事業化・市場化支援事業、連携体構築支援事業)の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

1. 事業計画書(別紙1のとおり)
2. 経費明細表(別紙2のとおり)
3. 株主一覧表(別紙3のとおり)
4. 経営状況表(別紙4のとおり)
5. 過去2年間の貸借対照表、損益計算書
6. 産業財産権等取得計画書(別紙5のとおり)
7. 異分野連携新事業分野開拓計画に係る認定書(写し)
8. 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット

株主一覧表については、連携参加者のうち全中小企業者分を添付してください。

経営状況表、過去2年間の貸借対照表、損益計算書については、事業化・市場化支援事業は連携参加者のうち全中小企業者分を、連携体構築支援事業は代表者分のみを添付してください。事業化・市場化支援事業を申請する者で、「産業財産権等取得費」を申請する場合は産業財産権等取得計画書を添付してください。

事業化・市場化支援事業を申請する場合は、異分野連携新事業分野開拓計画に係る認定書(写し)を添付してください。

補 助 事 業 計 画 書
(事業区分：事業化・市場化支援事業)

1. 代表者の概要			
名 称： 株式会社 代表者名及び役職名：代表取締役 住 所：東京都千代田区 1 - 3 - 3 電話番号： - - FAX 番号： - - メールアドレス： 連絡者名及び役職名： 部長			
資本金 出資金	10,000千円	従 業 員	100人
業 種 (形態)	金属工作機械製造業	設立年月日	1975年4月1日
直近3年間分の財務データ(売上高、経常利益、純資産)			
	売上高(千円)	経常利益(千円)	純資産(千円)
14年度			
15年度			
16年度			
2. 補助金の交付を受けた実績(過去5年間の実績を記入) 平成16年度創造技術研究開発事業 2,000万円 研究テーマ： に関する研究			
3. 実施テーマ を活用した の構築			
4. 具体的事業内容(異分野連携新事業分野開拓計画のうち、事業化・市場化支援事業として行う具体的事業内容を記載)			
5. 事業の必要性(異分野連携新事業分野開拓計画を実施するにおいて、当該補助金の必要性を記載)			
6. 当該年度事業実施スケジュール(実施内容及び実施時期を記載)			

補 助 事 業 計 画 書
(事業区分：連携体構築支援事業)

1 . 代表者の概要			
名 称： 株式会社 代表者名及び役職名：代表取締役 住 所：東京都千代田区 1 - 3 - 3 電話番号： - - FAX 番号： - - メールアドレス： 連絡者名及び役職名： 部長			
資本金 出資金	10,000千円	従 業 員	100人
業 種 (形態)	金属工作機械製造業	設立年月日	1975年4月1日
直近3年間分の財務データ(売上高、経常利益、純資産)			
	売上高(千円)	経常利益(千円)	純資産(千円)
14年度			
15年度			
16年度			
2 . 補助金の交付を受けた実績(過去5年間の実績を記入) 平成16年度創造技術研究開発事業 2,000万円 研究テーマ： に関する研究			
3 . 実施テーマ <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> を活用した の構築 </div>			
4 . 新連携事業の概要 新事業活動の内容 市場ニーズ 市場規模 競合する事業者、事業分野等との比較・相違点 需要の開拓の規模 事業の概要について、「 需要の開拓の規模」が妥当であることが示せるよう、 の 新事業の内容から の競合にまで、それぞれの見出しの下に記入してください。 必要に応じ、欄の枠は下へ広げてください。			

5 . 連携参加者

中小企業者		
	名称、 住所、 代表者名	資本金、 従業員数、 業種、 持ちよる能力・技術等、 連携体での役割
1	株式会社 東京都千代田区 1-3-3 連携体の代表者を含め、全中小企業者について記入してください。	10,000千円、 100人、 金属工作機械製造業、 成型法によるプレス技術、 工程管理 及びプレス加工
2	株式会社	千円、 人、 業、 、
3	株式会社	千円、 人、 業、 、

大企業者・協力者		
	名称、 住所、 代表者名	資本金、 従業員数、 業種、 持ちよる能力・技術等、 連携体での役割
1	大企業者は補助対象となりませんが、計画上参加が必要な者については記入してください。	
2		

(注) 大企業者とは、本事業を共同で行う中小企業者以外の事業者。
 協力者とは、本事業の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)及びその他の者。

6 . 連携体の事業計画等

事業期間内における目標
 具体的取組

連携により向上する又は補完する機能・能力・効果

7 . 当該年度事業実施スケジュール(実施内容及び実施時期を記載)

8 . 連携体構築に向けた取り組み方(連携体の生いたち、成立までの経緯等)

経 費 明 細 表

経費配分内訳

(単位：円)

事業区分	経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額	積算基礎
事業化・市場化支援事業	謝金	1,000,000	1,000,000	666,000	別紙参照
	旅費	600,000	600,000	400,000	別紙参照
	事業費	6,300,000	6,000,000	4,000,000	別紙参照
	試作・実験費	9,450,000	9,000,000	6,000,000	別紙参照
合計		17,350,000	16,600,000	11,066,000	

- (注1)「事業区分」とは、事業化・市場化支援事業、又は連携体構築支援事業をいいます。
- (注2)「経費区分」とは、謝金、旅費、事業費、試作・実験費、その他の経費をいいます。
- (注3)「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するに必要な経費をいいます。
- (注4)「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで、補助対象となる経費をいいます。
- (注5)「補助金交付申請額」とは、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額になります。
- (注6)積算基礎は、必要に応じて内容がわかる書面を添付するなど詳細に記入してください。

資金調達内訳

区 分	補助事業に要する経費 (円)	資金の調達先
自 己 資 金	3,284,000	
借 入 金	3,000,000	銀行 支店
補 助 金	11,066,000	
そ の 他		
合 計 額	17,350,000	

補助金相当額の手当方法

区 分	補助金相当額 (円)	資金の調達先
自 己 資 金	6,066,000	
借 入 金	5,000,000	銀行 支店
そ の 他		
合 計 額	11,066,000	

(注) 補助金の支払いは、原則として補助事業終了後の精算払いとなりますので、補助事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります。

補助事業の経理担当者の役職名・氏名

経理部長

株 主 等 一 覧 表
(平成 年 月 日現在)

会社名 _____ 株式会社

(株 主)

株主氏名	住 所	持株数	比 率	備 考
	県 市 -	17,700	22.1	資本金49,000千円 従業員9名
× × × ×	府 市 -	17,020	21.2	
	府 市 -	10,530	13.1	
	都 区 -	10,000	12.5	銀パ ンチャーキャピタル
×	県 市 町 -	5,900	7.3	
	都 区 -	5,900	7.3	資本金400,000千円 従業員30名
×	静岡県 市 -	5,790	7.2	
×	神奈川県	7,160	8.9	

(注1) 株主、出資者が法人の場合は、備考欄にその法人の資本金(千円)及び従業員数を記入してください。

(注2) 比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。

(役 員)

代表取締役社長		県 市 町 -	
代表取締役専務	× ×	県 市 -	
常務取締役		府 市 -	
取 締 役	× ×	都 区 -	(株) 資本金400,000千円 従業員30名 経営企画課長
監 査 役	×	県 市 -	

(注) 他社の役員又は職員を兼務している場合は、備考欄にその会社名、資本金(千円)、従業員数及びその会社での役職名を記入してください。

経 営 状 況 表

会社名 _____ 株式会社

(単 位 : 千 円)

項目	期別	第 期	第 期
		年 月 日 から 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日
売 上 高 A		1,640,382	1,861,412
経 常 利 益 B		54,212	22,149
総 資 本 C		868,706	915,709
自 己 資 本 D		278,507	280,396
流 動 資 産 E		519,530	558,743
流 動 負 債 F		395,949	426,863
総資本経常利益率 $\frac{B \times 100}{C}$		6.2	2.4
売上高経常利益率 $\frac{B \times 100}{A}$		3.3	1.2
自己資本比率 $\frac{D \times 100}{C}$		32.1	30.6
流動比率 $\frac{E \times 100}{F}$		131.2	130.9

(注1) 本資料は、過去2期又は3期(決算期間が1年であるときは2期、半年であるときは3期とします。)の財務諸表により作成してください。

(注2) 金額は、百円の位を四捨五入して千円単位で記入してください。率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。

(注3) 貸借対照表、損益計算書を添付してください。

(注4) 現在事業を営んでいない、設立間もない等の理由により上記の貸借対照表等財務諸表作成が困難な場合は、事前に各経済産業局に相談してください。

産業財産権等取得計画書

取得予定財産 の題名	の環境下における の超精密加工技術		
取得に関する責任者の 団体名・役職名及び氏名 (弁理士の場合は登録番号 及び氏名)	特許事務所 弁理士 登録番号		
取得に要する経費の 総額・支払方法及び期日	総額	5 1 6 , 0 0 0 円	平成 1 8 年 月 日 銀行振込
取得に要する経費のうち 補助対象として希望する金額	総額	5 0 0 , 0 0 0 円	(取得に要する経費のうち、出願手数料 審査請求 手数料 特許料 拒絶査定に対する審判・訴訟関連 経費は除いて記入してください。)
取得予定財産の概要	この技術は、従来では の環境下において非常に加工 効率が低下していた の超精密加工について、×× ・ とを × させることにより発生する 効果を用 いることにより、加工効率を大幅に改善するためのもの である。		
取得予定財産と補助事業との 密接な関連性に関する説明	補助事業の成果である「複合材料のプレス成形技術」 と共に、当該取得予定技術の製造工程への導入は、加工 効率の大幅な向上を可能とし、当該事業の成果の事業化 に必要不可欠であることから、上記技術は補助事業との 密接な関連性を有するものである。		
出願(取得)済みの場合は 登録番号及び出願(取得)日	登 録 番 号		出 願 (取 得) 日 年 月 日

「産業財産権等取得計画書」に係る証明			
私は、 株式会社 代表取締役 が取得を計画している上記の取得 予定財産について、下記の条件を満たすものであることを証明します。			
記			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業期間内に確実に出願手続きが完了するものであること。 ・ 取得予定財産と補助事業が密接な関連性を有していること。 			
			平成 1 7 年 月 日
経済産業局長 殿 (沖縄県の場合は、「内閣府沖縄総合事務局長殿」)			
弁理士 氏 名		印	
登録番号			
住 所		県 市	
電話番号			

《別紙 5 を記入する上での注意事項》

- * 採択され交付申請書を提出するときには、弁理士の証明が必要です。
- * 複数の特許権取得を計画する場合は、各項目内で番号を付して区別してください。
- * 取得に要する経費の内訳が確認できる書類及び内訳金額の根拠となる書類（特許事務所の基準価格表等）を添付してください。
- * 出願（取得）済みの場合は、当該手続きが確認できる資料を添付してください。
- * 様式が用紙 1 枚に収まるよう記入してください。（書ききれない場合は別紙に記入することができますが、証明者による割印等、別紙 5 の別紙であることがわかるようにしてください。）